

中北.com

地域教育情報紙

中北教育事務所
地域教育支援スタッフ

no
6

TEL 0551-23-3046
FAX 0551-23-3013

チュウホクドットコム

中北の地域社会 (COMmunity)の心の交流 (COMmunication)をめざします

平成25年度 第2回峡中・峡北地区 地域教育推進連絡協議会

平成26年2月13日(火)に、第2回峡中・峡北地区地域教育推進連絡協議会が、韮崎市の北巨摩合同庁舎で、協議会・研修会を開催いたしました。

研修会 「児童虐待の現状と対応」

山梨県中央児童相談所相談支援課 課長 玄間 正彦 氏



挨拶：坂本 仁
北杜市教育委員長

児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法第12条による必置機関であり、市町村との役割分担・連携を図りながら、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。その業務は、相談、調査、診断、判定、援助決定、在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等、一時保護等である。児童相談所に置くべき職種は、その規模にもよるが、所長のほか、児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等である。



玄間 正彦 氏

相談の種類・内容は、養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談、保健相談：未熟児、疾患等に関する相談、障害相談：肢体不自由、視聴覚障害・言語発達障害・重症心身障害・知的障害、自閉症等に関する相談、非行相談：く犯行為や触法行為等問題行動のある子ども等に関する相談、育成相談：家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談、等である。

相談と虐待相談の違いと対応について

相談については、本人(子どもの場合保護者)に相談の意思がある場合、地域担当児童福祉司が1人で対応することが可能であるのに対し、虐待相談の場合、本人(子どもの場合保護者)に相談の意欲がない、あるいは相談を拒否する場合、通常の体制での複数対応、あるいは虐待対応専門組織がチームで対応する。

しつけと虐待の関係

民法における親権の中には、監護教育権(820条)居所指定権(821条)とともに、「親権者は、必要な範囲で自ら子を懲戒できる。」という懲戒権(822条1項)がある。懲戒権の範囲を逸脱した行為もしつけと認識している親がいることが問題視され、平成23年5月の民法の一部改正により、親権の一部を最長2年間停止する制度ができた。

虐待とは

保護者が、その監護する児童(18歳に満たないものをいう)について行う行為：身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待をいう。心理的虐待には、ことばにより心に傷を残したり、子どもの目の前でDVを見せたりすることも該当する。英語では、child abuseと表現される。本来 abuseは「乱用・濫用」という意味であるが、日本語に翻訳される際、虐待と訳すことになった。なお、虐待までいかない不適切な子どもへの対応を、マルトリートメント(maltreatment)：mal(悪・不良の意味)treatment(処遇・ふるまいの意味)という。

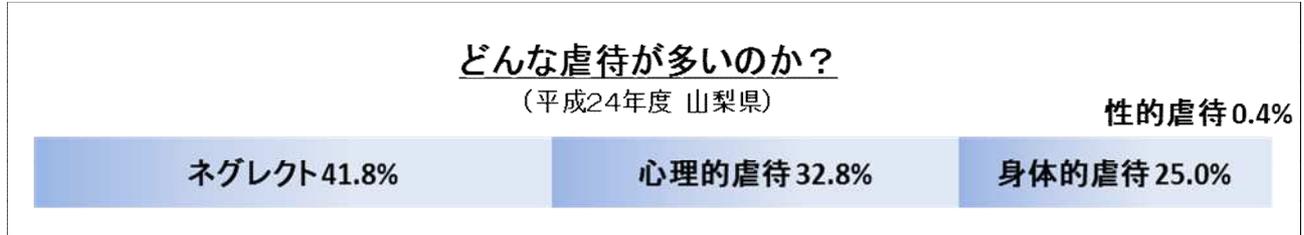
子どもの虐待の全体像

虐待死は身体的虐待によるものだけではないこと、またネグレクトには、養育放棄以外にも、長時間食料を与えない、風呂に入れない等の不衛生な状況に置く、また置き去りにする等も含まれるなど、「生命の危機あり」から「虐待の危機あり」まで様々な種類、程度があること、さらに家庭内で起こるため状況が把握しにくい上に、当事者の多くが相談意欲に乏しく、訪問しても拒否されることも多い。施設入所で地域から離れる子どもは約1割

で、9割は地域で暮らしている。子ども・家族それぞれに何が 필요한のか、求めるものは異なることから、支援の仕方も多様に考えることが要求される。

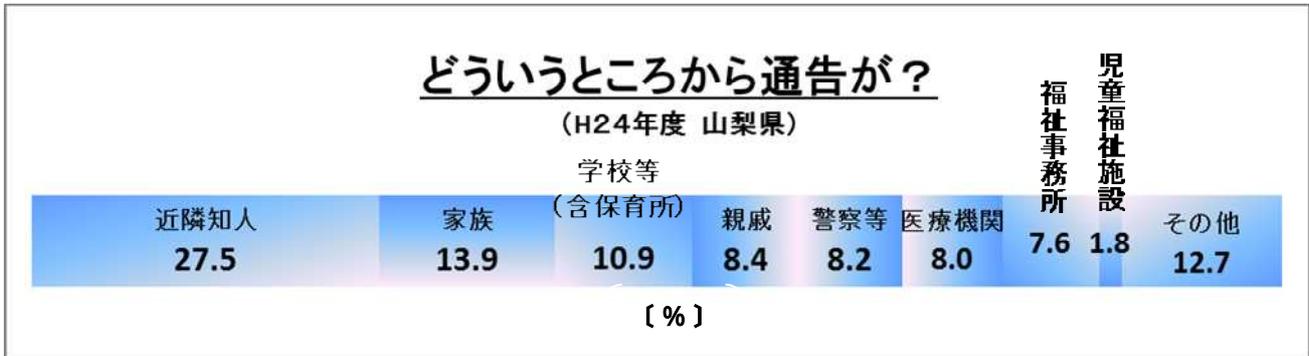
増加の一途をたどる虐待相談対応件数

全国の児童相談所における虐待相談対応件数（福祉行政報告例による）は、増加の一途をたどり、平成24年度にはついに6万件を突破した。山梨県内でも、通告受理数は、年を追うごとに増え、平成24年度には512件、市町村を加えると925件に上った。内訳としては、身体的虐待（128件）ネグレクト（214件）、心理的虐待（168件）に関するものが、平成12年度からでは過去最高となった。逆に性的虐待については、最も低い件数であったが、本人の申告がないと発見が難しい点も考慮する必要がある。



児童相談所への通告者

通告者の上位は、近隣知人、家族、保育所を含めた学校の順となっている。グラフには示していないが、1%以下では、児童本人と保健所が続く。保健所に関しては、飛び込み出産後、乳幼児検診に来ない場合は虐待の疑いがもたれ、通告に至ることもある。



児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順

虐待は「疑い」でも通告が可能であるとともに、学校等の「組織」としての判断でなくとも、教職員等の「個人」が通告することもできる。受付票作成後、速やかに受理会議が開かれ、対応が協議される。児童相談所の介入を執拗に拒否する家庭については、警察官とともに鍵を壊して立ち入る等の臨検・捜索が行われることもある。

保護者への指導に関しては、軽微なものは、家庭訪問を行い、直接、注意喚起を促す等の助言指導ですむ場合もあるが、その後も継続して見守りをしている。一方で、通常の指導より重みを持たせた児童福祉司による指導措置が行われることもある。接近禁止命令には、裁判所の意見が必要となる。

通告・相談(受付)	受理	調査	各種診断	判定・援助方針の決定	援助の実行(対応)
受付票の作成 ・全てのケースにつき作成 ・ケースの住所、状態等必要な情報源の確認	受理会議の開催 児童記録票の作成 (きょうだいの場合個々に作成)	迅速な対応 ・原則48時間以内の安全確認の実施(子ども本人を直接目視により確認) 必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・捜索の実施 調査は、保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる。	子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価 ・社会診断 ・心理診断 ・医学診断 ・行動診断 ・その他の診断	判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定 援助方針会議において援助方針の決定(28条の申請を含む) 親子再統合実施の決定 援助指針の作成	保護者への指導 ・助言指導 ・継続指導 ・児童福祉司指導 ・児童委員指導 等 施設入所措置 里親委託 面会・通信の制限 接近禁止命令 プランに基づき親子再統合
児童の一時保護(必要な場面で実施)					
市町村(要保護児童対策地域協議会)との連携、役割分担による対応					

児童の一時保護については、必要に応じて行っているが、時には警察から身柄付きで受理し、夜中でも保護することがある。その際、会議は受理後に行われる。また児童の安全確保のため、職権保護が行われることもある。一時保護については2ヶ月を限度としているが、重篤な場合長引くこともある。

虐待が子どもへ及ぼす影響

虐待を受けても、そのことを話さない子どもたちの中には、虐待と認識できない、言い含められる、隠す、逆に親をかばう子どもがいる。また一時保護された子どもの特徴としては、家庭から分離されるためか、不安、大食、奇妙な遊び、試し行動、溜まった怒り、強い甘え、等の症状が見られる。

また発達への影響として、
身体:死亡、障害、成長不良、病的肥満、皮膚病
知的:言葉遅れ、学習遅れ、知能遅れ、できることとできないことのアンバランス
心理情緒:感覚過敏、統制不良、慢性不満、思考の歪み、低自尊心
行動:自立遅れ、多動、自傷、トラウマ反応、粗暴、いじめられる
対人関係:回避、逆説的愛着、偽成熟、試し行為、退行、大人不信、等が挙げられる。さらに、事態を変えられない、自分は無価値、いつか捨てられるといった信念が形成されるとともに、大人になっていくとき、非行に走る(少年院在院者の72.7%が被虐待経験をもつ)、人格障害や精神障害の可能性、安定した人間関係が困難、低い自己評価、が見られる。

虐待の要因について

虐待の要因は、虐待の程度によってさまざまであるが、「虐待の危惧あり」と判断されるケースには、孤立家庭(相談者がいない、協力者がいない、支援を求めない等)の存在がある。また「軽度虐待」の背景には、子どもの要因(育てにくい子、育児に手がかかる子、望まない子、気が合わない子等)があることが多い。

「重度虐待」には、親の要因(被虐待体験、親子の早期分離歴、性格・人格、体罰の容認、精神疾患、理解力、育児能力等)や家庭基盤の脆弱さ(生活にストレス・危機:夫婦関係(DV・家出・離婚・別居)、経済的不安定(低収入・借金・失業等)、嗜癖問題(アルコール・薬物・ギャンブル)等)が背景にあることが多い。

要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2で設置することになっており、その目的は、要保護児童およびその保護者に関する情報、その他、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議、である。要保護児童とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であり、虐待を受けた子どもに限られていない(非行児も含まれる)。協議会は、市町村の相談機能を、関係機関が組織的に支える役割を担う(メンバーに守秘義務が適応される)。

要保護児童対策地域協議会の構成員は、児童福祉関係:児童相談所、児童養護施設、保育所、民生・児童委員、主任児童委員等、保健医療関係:保健所、市区町村保健センター、病院など地域の保健・医療関係者等、教育関係:学校、教育委員会、幼稚園等、警察、司法関係(弁護士、家庭裁判所等)、人権擁護関係(権利擁護センター等)、その他(NPO、ボランティア、民間団体等)であり、地域の実情や必要に応じて構成される。

協議会は、代表者会議、実務者会議、そして個別ケース検討会議(ネットワーク会議、援助活動チーム等)からなり、特に個別ケース検討会議では、個別事例ごとに関係機関が集まり、情報交換、共通理解、支援の役割分担、協力体制などを協議し、緊急対応から継続対応、見守りなどを実行する。

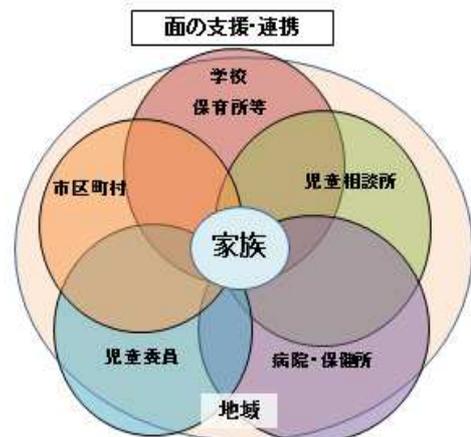
子どもの虐待への対応について

「軽度虐待」以上(中度、重度、生命の危機あり)に対しては、市町村の相談窓口に加えて、児童相談所が介入も含めた指導・支援を行うが、「育児ストレスや子育て不安群」「虐待の危惧あり」までは、市町村の相談窓口が対応に当たる。

子どもの虐待への対応の難しさとして、支援の方法が確立していない、事例ごとに考え、工夫していかなければならない、短期に解決するものではない、働きかければ良い効果があるということではない、といった点があるため、それらを念頭に置いたうえで、要保護児童対策地域協議会の活用が重要となる。

具体的な対応としては、子どもに安心・安全を伝える:家庭分離、在宅での支援(地域の見守り)、家族への支援(虐待者及び家族):母親へのカウンセリング事業等、さらに様々な分野からの支援:生活における支援、教育における支援、医療における支援、福祉における支援、司法の対応、精神面(心理的)の支援、がある。また長期間に渡る支援が必要となるケースもある。

児童相談所も含めて、市町村の窓口が中心となって、地域で、学校、保育所、警察等が役割分担をしながら、子ども・家族が支援を受け入れやすい状況にしていくために、組織内の連携や要保護児童対策地域協議会が中心となり、様々な関係機関がより一層連携し、家庭を「面」で支援することが重要となっている。



開催 第2回北部地区特別支援連携協議会

県立わかば支援学校において、1月28日(火)に、「第2回北部地区特別支援連携協議会」が開催されました。この協議会は、甲府市を除く中北地区の特別支援教育・地域療育関係者約30名が、地区内のネットワーク形成・研修・情報提供・相談支援システム・障害種別に対応した支援等について協議を行うものです。

昨年7月の第1回では、南アルプス市保健福祉部 河野慎治氏による、『ライフステージを通じた「途切れない支援」に向けた市の取り組み』と題された、「地域の支援関係機関の連携によるシステムづくり」と「現場の支援者の人材育成」に関する発表をはじめ、各市町や福祉機関の取り組み、また特別支援学校による地域支援活動の報告がありました。

今回は、今年度の成果と課題、と併せて、『よりよい連携について考える～保護者の立場から～』と題されたミニ講演が行われました。20年前、発達障害の概念すら知られていない時代からこれまで、自閉症スペクトラムの特性のある子と向き合ってきた保護者の講演でした。当初、周囲や社会の理解が得られず、また精神科・心療内科はもとより、発達障害に関する自治体の相談支援体制もない中、救いとなった保健師や教育委員会の職員との出会い、そして小中高の教職員との手探りの連携についての貴重な講演でした。講師は、発達障害の子どもと向き合ううえで大切なこととして、人としての尊厳を守ること「学習保障」と「生きていく力」が車の両輪であること(LDやADHD等に関するのではなく)子どもが困っていることは何かを考えること、を挙げられました。最後に、連携協議会の事務局校である、県立わかば支援学校の井戸教頭が、講演者の「共感し、応援してくれる人がいたからこそ、ここまで来ることができた」という言葉を引用しながら、特別支援教育に係る教育・福祉関係機関の連携の重要性を述べ、委員一同がこの連携協議会の意義を確認し、閉会となりました。



第2回青少年社会環境健全化推進キャンペーン

1月29日(水)に、「青少年が心身ともに健やかに成長できる社会を作り上げていくため、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組んでいく」の趣旨のもと、やまなし青少年社会環境健全化推進会議と県青少年総合対策本部は、甲府市(東部)・笛吹市(旧石和町)において啓発活動を実施しました。参加者27名は、6班に分かれ、図書関係業種(書店、コンビニ、ビデオレンタル店等)には、18歳未満への成人向け図書類の販売禁止、区別陳列、表示の徹底を、娯楽施設関係業種(カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店等)には、午後11時以降の青少年への帰宅指導、風営法の遵守、20歳未満へのたばこ・酒の販売・持込禁止、店頭での年齢確認の徹底を、同様に、たばこ・酒関係業種(酒店、たばこ店、コンビニ、スーパー等)にも、20歳未満への販売禁止、店頭での年齢確認の徹底を、また薬品取扱業種(薬局、薬店)には、薬物乱用防止の徹底を呼びかけるとともに、青少年健全育成ステッカーとリーフレットの配布を行いました。



平成25年度『中北.com』 6

編集・発行
中北教育事務所 地域教育支援担当
飯窪 阿部 今福

〒407-0024 韮崎市本町4-2-4
電話 0551-23-3046
ファックス 0551-23-3013

『中北.com』は中北教育事務所のホームページでもご覧になれます。

アドレスは次のとおりです。 <http://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku-ch/index.html>